

藤枝市制度融資説明資料

【令和5年度版】

■融資制度の概要	1
■補給金制度の概要【利子補給】(事業者)	2
■補給金制度の概要【信用保証料補給】(事業者)	3
■補給金制度の概要【利子補給】(金融機関)	4
1 小口資金 融資 (事業者)	5
2 小口資金 利子補給 (金融機関)	8
3 小口資金 特別利子補給 (事業者)	1 3
4 小口資金 信用保証料補給 (事業者)	1 8
5 短期経営改善資金 融資 (事業者)	2 2
6 短期経営改善資金 利子補給 (金融機関)	2 4
7 中小企業景気対策特別貸付金 融資 (事業者)	2 9
8 設備投資資金 利子補給 (事業者)	3 3
9 小規模事業者経営改善資金運転資金 利子補給 (事業者)	3 9
10 創業支援資金 信用保証料補給 (事業者)	4 2
11 セーフティネット保証5号認定 (事業者)	4 6
12 セーフティネット保証4号認定 (事業者)	4 7
13 危機関連保証認定 (事業者)	4 8
(参考) 税情報調査同意書	4 9

※ (事業者) …申請対象が事業者、(金融機関) …申請対象が金融機関

■ 融資制度の概要

資金	小口資金		短期経営改善資金	景気対策特別貸付金
用途	運転資金	設備資金	運転資金	運転資金
融資対象者	<p>市内で3か月以上事業を営んでいる中小企業者であり、次に該当する個人及び法人。</p> <p>① 常時使用する従業員の数が30人以下（卸売業、小売業、サービス業にあつては10人以下）</p> <p>② 事業に従事する組合員が30人以下の企業組合。</p> <p>③ 常時使用する従業員の数が30人以下の協業組合。</p> <p>④ 常時使用する従業員の数が30人以下の医業を主たる事業とする法人。</p>		<p>市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であり、次に該当する個人及び法人。</p> <p>① 常雇従業員の数が50人以下（卸売業、小売業、サービス業にあつては20人以下）</p>	<p>景気の変動で最近3か月又は6か月の売上高（受注高）が、直近3か年の何れかの同期と比較して減少している中小企業者であり、以下の全ての条件を満たしている個人及び法人。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる店舗、工場又は事業所を有すること。 ・市内にて1年以上継続して同一事業を営んでいること。
税金	本制度の申込日以前において納期が到来した市税を完納していること			
限度額	<p>1企業 700万円</p> <p>1企業で複数回数の融資を可能とする 《借換不可》</p>		<p>1企業 700万円</p> <p>1組合 1,500万円</p> <p>ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円であつ1組合員あたり700万円</p>	<p>1企業 1,000万円</p> <p>1企業で複数回数の融資を可能とするが、利用金融機関は1か所に限る</p>
期間	5年以内		5か月以内	7年以内 (据置2年以内)
基準金利	2.08%		2.06%	
県補給率			0.26%	
市補給率	0.68%	0.68%+0.32% (特別利子補給)	0.30%	
融資利率	1.40%		1.50%	1.40%
償還方法	原則として元金均等月賦償還		元金均等月賦償還 または一括償還	原則として元金均等月賦償還
保証料	協会の定めるところによる			
保証人	協会の定めるところによる			
担保	協会の定めるところによる			
申込期間	随時			随時 ただし融資枠があるので各母店に確認を
受付	随時			

■補給金制度の概要【利子補給】（事業者）

資金	小口資金 特別利子補給	設備投資資金 利子補給	小規模事業者経営改善 資金運転資金利子補給
補給対象	藤枝市小口資金 (但し設備資金に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・県経営改善資金 ・県新事業支援展開資金 ・県脱炭素支援資金 ・日本政策金融公庫の 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）、IT活用促進資金、企業活力強化資金（IT活用事業に限る）の年間利子額 (但し設備資金に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫の 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の年間利子額 (但し運転資金に限る)
対象者	小口資金 融資制度利用者	市内に店舗、工場、事業所等を設け、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で、市税を完納しており、遅滞なく利子の支払いをしている者	市内に主たる店舗、工場、事業所等を設け、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者で、市税を完納しており、遅滞なく利子の支払いをしている者
補給額	年間支払利子額 × (設備投資相当額/借入金額) × (0.32/1.40) =	$\frac{\text{年間支払利子額} \times \text{設備投資相当額}}{\text{借入総額} \times 1 \div (\text{借入利率}(\%) \times 100)} =$ <p>※設備投資相当額は2,000万円とする ※以下の条件を1つ以上満たす場合は加算あり</p> <ol style="list-style-type: none"> ①BCP策定事業所 ②藤枝市働きやすい職場環境認定事業所 ③エコアクション21取得 ④市認知症の人に優しいお店・事業所認定店 ⑤なでしこ雇用認定事業所 ⑥革新的ものづくり・商業・サービス開発しえ補助金の内定(第4次産業革命枠に限る) ⑦IT活用促進資金、企業活力強化資金（IT活用事業に限る） 	$\frac{\text{年間支払利子額} \times \text{運転資金相当額}}{\text{借入総額} \times 1 \div (\text{借入利率}(\%) \times 100)} \times 1/2 =$ <p>※借入利率が1.25%に満たない場合は、1.25%として計算</p>
補給条件	期間内で当該資金の償還に係る延滞利息に対して、又は繰り上げ償還の場合は繰上償還した月分以後の補給金は交付しない	期間内で当該資金の償還に係る延滞利息に対して、又は繰り上げ償還の場合は繰上償還した月分以後の補給金は交付しない	期間内で当該資金の償還に係る延滞利息に対して、又は繰り上げ償還の場合は繰上償還した月分以後の補給金は交付しない
対象利子	1月1日から12月31日までに支払われた利子	1月1日から12月31日までに支払われた利子	1月1日から12月31日までに支払われた利子
交付期間	資金借入日より5年以内	資金借入日より2年以内	資金借入日より1年以内
申込期間	1月中旬～1月31日	1月中旬～1月31日	1月中旬～1月31日

■補給金制度の概要【信用保証料補給】（事業者）

資金	小口資金 信用保証料補給	創業支援資金融資 信用保証料補給
補給対象	小口資金の 信用保証料額	県開業パワーアップ支援資金 信用保証料額
対象者	小口資金 融資制度利用者	県開業パワーアップ支援資金 融資制度を利用した市内創業者
補給額	信用保証料の 45%以内	<p><保証料一括> 信用保証料の 総額の45%</p> <p><保証料分割> 信用保証料の 初回に相当する額</p>
補給条件	借入期間が2年以上の場合、 借入日から2年間は早期完済 をしないこと（早期完済をした場 合、補助の対象となった信用保証料 と補給金との差額を返還）	借入期間が2年以上の場合、 借入日から2年間は早期完済 をしないこと（早期完済をした場 合、補助の対象となった信用保証料 と補給金との差額を返還）
交付期間	交付は初年度1回のみ	交付は初年度1回のみ
申込期間	毎月10日ㄱ、月末支払	毎月10日ㄱ、月末支払

■補給金制度の概要【利子補給】（金融機関）

資金	小口資金利子補給	短期経営改善資金利子補給
補給対象	県経営改善資金の基準金利と 融資利率の利子差額	県短期経営改善資金の基準金利と 融資利率の利子差額から県補給額を除いた額
対象者	小口資金融資制度 取扱金融機関の母店 (受益者は中小企業者)	短期経営改善資金融資制度 取扱金融機関の母店 (受益者は中小企業者)
融資利率	県経営改善資金の基準金利 (2.08%) －市利子補給率 (0.68%) = 1.40%	県短期経営改善資金の基準金利 (2.06%) －市融資利率 (0.3%) －県利子補給率 (0.26%) = 1.50%
補給条件	金融機関は市制定の利子補給制度要綱に対する 同意書（前年度末）をもって中小企業者に融資 を利子補給分差引後の利率で約定・実行する	金融機関は市制定の利子補給制度要綱に対する 同意書（前年度末）をもって中小企業者に融資 を利子補給分差引後の利率で約定・実行する
対象期間	上半期：4月～9月 下半期：10月～3月	
交付申請	上半期：9月 下半期：3月	
支払い	上半期：10月 下半期：4月	
交付期間	資金借入日より5年以内	資金借入日より5か月以内

1 小口資金 融資（事業者）

1 対象

市内において3か月以上事業を営んでいる中小企業者で以下のいずれかに該当する個人及び法人

- ① 常時使用する従業員の数が30人以下（卸売業、小売業、サービス業にあつては10人以下）
- ② 事業に従事する組合員が30人以下の企業組合
- ③ 常時使用する従業員の数が30人以下の協業組合
- ④ 常時使用する従業員の数が30人以下の医業を主たる事業とする法人

2 融資の条件等

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 資金使途 | 運転資金・設備資金 |
| ② 融資限度 | 700万円（1企業で複数回数の融資を可能とする）【借換不可】 |
| ③ 融資期間 | 5年以内 |
| ④ 融資利率 | 年利1.40%（運転資金）
年利1.08%（設備資金） |
| ⑤ 信用保証及び保証料 | 信用保証協会の定めるところによる |
| ⑥ 償還方法 | 原則元金均等月賦償還 |

3 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課 → 信用保証協会

- ・藤枝市から信用保証協会に届くまでに3～5営業日程度
- ・随時受付

4 必要書類

- ① 藤枝市小口資金融資申込書（第1号様式）
 - ・必要事項記入（中小企業者記入欄及び申込窓口（金融機関含む）記入欄）
- ② 税情報調査同意書
 - ・申請者の納税状況を市職員が確認するためのもの
 - ・申請者の記名、押印があること
- ③ その他協会が定める書類
 - ・信用保証委託申込書、信用保証委託契約書、申込人（企業）概要、個人情報取扱いに関する同意書
- ④ 見積書（設備投資をするために融資を申し込む場合）
 - ・有効期限に注意すること（有効期限内の見積書とすること）
 - ・請求書は不可（請求書の発行は融資実行後）

5 留意点

- ① 設備資金の使途として除外するもの
 - ・土地
 - ・「3」「5」「7」ナンバーの車両（ただし、旅客運送業の営業用車両を除く）
 - ・金融機関申込窓口への申込以前に契約・設置したもの
 - ・住居に供する設備
- ② 申込人は個人企業の場合は事業主、法人の場合はその代表者名を併記すること
- ③ 信用保証協会の取扱業種であること
- ④ 法令等に基づく許認可が必要な業種では許認可証（写）を添付すること
- ⑤ 申込以前において納期が到来した市税を完納していること
- ⑥ 主たる事業所が市内にあることが融資対象の条件であるので、市内に居住していても、事業所が市外にある場合は対象外となること。（事業所がある市町村へ問い合わせを）
- ⑦ 信用保証委託契約書の保証人欄は、同一筆跡とならないこと。また、捨印は押さないこと

藤枝市小口資金融資申込書

年 月 日

藤枝市長

申込者の住所
 又は所在地
 氏名
 （法人の名称及び代表者の氏名）
 電話番号

中小企業者記入欄		申込窓口（金融機関含む）記入欄		
融資申込金額	円	機関名（支店名）		
運転資金	円	受理年月日		
設備資金	円	基準金利	A %	
融資希望期間 （据置期間）	か月 （か月）	市利子補給率	B %	
		融資利率	A - B %	
返済方法 （いづれかに○）	1 月賦 2 一括	保証協会記入欄		
		保証諾否	承諾 不承諾	
融資希望金融機関 （支店）	第一希望 第二希望	保証承諾日		
		保証金額	円	
業種		保証期間	か月	
従業員数（組合員数）	人			
資本金（出資金）	円			
営業年数	年			
資金使途 （具体的に記入）				
資金計画	当資金			円
	自己資金			円
	その他借入金			円
	計	円		

申込者は、融資手続、利子補給金交付手続、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、市が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

※上記表の各欄は、申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。
 ※申込窓口は、この申込書に定められた書類が添付されていることを確認の上、市へ提出してください。

2 小口資金 利子補給（金融機関）

1 対象

市小口資金を扱う金融機関の各母店

2 利子補給の条件等

① 補給率 0.68%

② 補給額の計算

信用保証協会より送付される保証債務残高のデータをもとに次の通り算出する

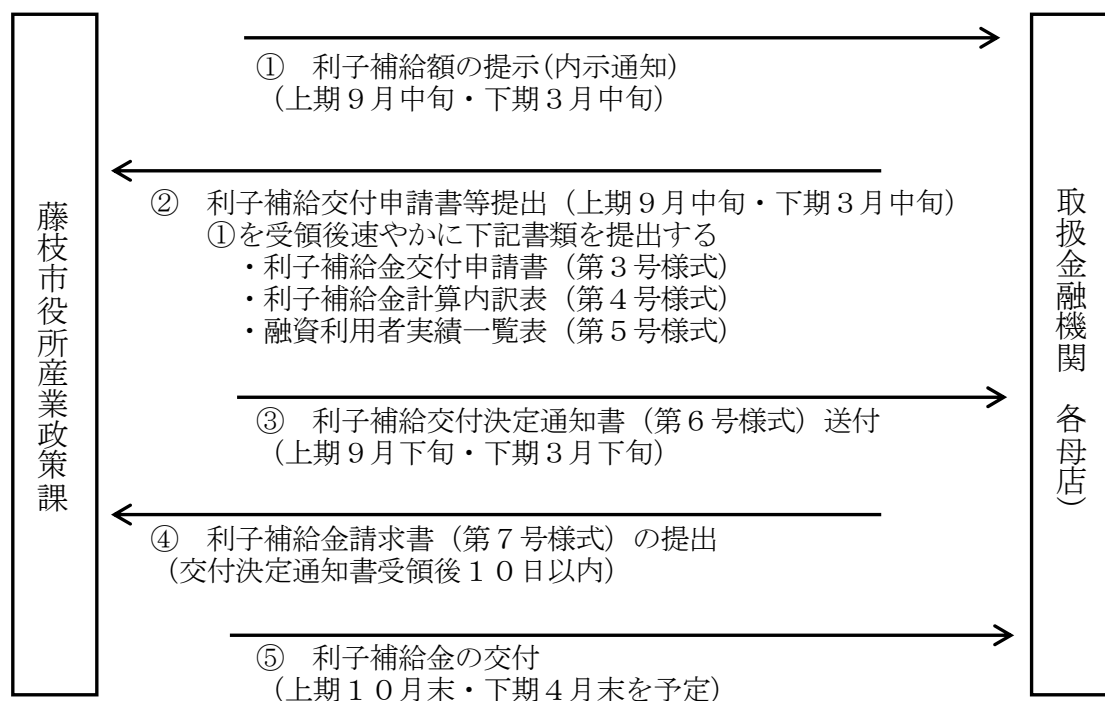
上期 融資の月初残高の4月分から9月分を足して6で除し、平均債務残高に利子補給率及び6/12を乗じたものとする。

下期 融資の月初残高の10月分から3月分を足して6で除し、平均債務残高に利子補給率及び6/12を乗じたものとする。

3 申請の流れ

取扱金融機関 母店 → 藤枝市産業政策課

- ・ 上期 交付申請受付9月 支払目安10月
- ・ 下期 交付申請受付3月 支払目安4月



藤枝市小口資金利子補給金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

住 所
名 称
代表者氏名

年度 期における藤枝市小口資金にかかる利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 利子補給金計算内訳表（第4号様式）
- (2) 融資利用者実績一覧表（第5号様式）

第4号様式（第13条関係）

藤枝市小口資金利子補給金計算内訳表（所要額計算書）

融資年度	融資平均残高 a (各月初残高合計 / 6 か月)	基準金利 b	融資利率 c	利率差 d = b - c	利子補給金 a × d × 6 / 12
		%	%	%	
合 計					円

第5号様式（第13条関係）

藤枝市小口資金融資利用者実績一覧表

融資利用者名	住所	融資額 (千円)	返済 期間 (月)	融 資 実行日

藤枝市長

融資機関

所在地

名称

代表者氏名



藤枝市小口資金利子補給金請求書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた藤枝市小口融資資金
の利子補給金として次のとおり請求します。

記

1 利子補給金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名及び支店名

預金の種類

口座番号

(フリガナ)

口座名義

3 小口資金 特別利子補給（事業者）

1 対象

市小口資金融資制度の利用者で下記該当者（設備資金に係るもののみ）

- ・平成 29 年 4 月 1 日以降に資金を借り入れていること
- ・当制度を活用して取得した設備を市内に設置していること
- ・申請年度の 12 月 31 日時点で店舗・工場・事業所等が市内にあること

2 利子補給の条件等

① 補給期間

資金を借り入れた日から 5 年以内（償還にかかる延滞利息、または繰上償還の場合は当該月分以後の利子は交付対象外）

■令和 5 年度対象期間■ 令和 5 年 1 月 1 日 ～ 令和 5 年 12 月 31 日

② 補給額の計算

補給金計算額 = 年間支払利子額 × （設備投資相当額／借入金額） × （0.32／1.40）

※100円未満の端数は切り捨て

3 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課

- ・毎年 1 月に市産業政策課に提出

■令和 5 年度申請期間■ 令和 6 年 1 月 15 日 ～ 令和 6 年 1 月 31 日

- ・利子補給交付決定後、指定口座に振り込み（3 月中旬を予定）

4 必要書類

① 藤枝市小口資金特別利子補給金交付申請書（第 8 号様式）

② 融資決定通知の写し（初回申請時のみ）

- ・金銭消費貸借証書（写）または信用保証書（写）でも可

③ 元利支払証明書（第 9 号様式）

- ・金融機関が発行する取引明細照会票を添付すること
- ・繰上償還による戻し利息は除くこと

④ 税情報調査同意書

- ・申請者の納税状況等を市職員が確認するためのもの
- ・申請者の記名、押印があること

⑤ 設備の内容及び設備の購入金額が確認できる書類（写し可）（初回申請時のみ）

- ・取得日、取得金額、品目が確認できるものとする

例) 領収証（見積書不可）、振込依頼書と請求書、法人の備品台帳、決算書類、確定申告の収支内訳書等

⑥ 藤枝市小口資金特別利子補給金請求書（第 11 号様式）

⑦ 振込先の預金通帳の写し

普通預金：通帳の表面及び通帳を開いた 1・2 ページ目の写し

当座預金：当座勘定照合表、当座勘定入金帳等の写し

(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人(フリガナ)の確認ができること)

5 留意点

- ・申請時には必要書類をすべてまとめて提出すること
- ・申請日、請求日、文書番号は空欄とすること(書類到着時に記載します)
- ・交付決定通知書は取扱金融機関を経由して申請者に通知するものとする

藤枝市長

〒
所在地
名 称
代表者氏名
(個人の場合には、住所及び氏名)

藤枝市小口資金特別利子補給金 交付申請書

藤枝市小口資金利子補給金交付要綱に基づく 年度の特別利子補給金を交付されたく申請します。
記

1 交付申請額

金 円

2 対象資金等の内容

融資資金名			
借入金融機関			
借入金額	金		円
内設備投資相当額	金		円
借入年月日	年 月 日	借入利率	年 %
償還期間		毎月償還期日	
設備設置場所	藤枝市		
年間支払利子額	金		円

$$\text{補給金計算額} = \text{年間支払利子額} \times \frac{\text{設備投資相当額}}{\text{借入金額}} \times \frac{0.32}{1.4}$$

※ 上記計算により得られた額の100円未満を切り捨てた額を補給金の額とする

3 添付書類

- (1) 融資決定通知書（写）等
- (2) 元利支払証明書（第9号様式）
- (3) 設備の内容等が確認できる書類（領収書、固定資産台帳等）
- (4) その他市長が必要とするもの

元利支払証明書

1 制 度 名	
2 債 務 者	住 所 法 人 名 等 代 表 者 氏 名
3 利子支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 支払利子額	円

※金融機関が発行する取引明細照会票を添付すること。

上記債務者の借入金に係る支払利子額は、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関 住 所
支 店 名
支店長名

印

年 月 日

藤枝市長

〒
所在地
名 称
代表者氏名 ①
(個人の場合には、住所及び氏名)

藤枝市小口資金特別利子補給金 請求書

年 月 日付 第 号により、交付決定を受けた 年度の藤枝市小口資金特別
利子補給金の交付を次のとおり請求します。

記

1 特別利子補給金交付請求額

金 円

2 振込先

金融機関名及び支店名

預金の種類

普通預金 ・ 当座預金

口座番号

(フリガナ)

口座名義

4 小口資金 信用保証料補給（事業者）

1 対象

市小口資金融資制度の利用者（運転資金、設備資金）

2 補給の条件等

① 補給率

信用保証料総額の45%（支払は初年度）

ただし、借入期間が2年以上の場合は、借入日から2年間は繰上償還しないこと。万一途中で繰上償還した場合は、期限前完済報告書（第4号様式）により報告を行い、支払保証料と補給金の差額を返還すること

② 補給額の計算

保証料の総額（保証料送金通知書に記載）×0.45（1円未満切り捨て）

3 申請の流れ

申し込み：申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課

決定通知：藤枝市産業政策課 → 取扱金融機関 → 申請者

※保証料支払確認後、速やかに①～③の書類を産業政策課に提出すること

4 必要書類

① 藤枝市小口資金融資信用保証料補給金交付申請書（第1号様式）

・信用保証料支払証明書欄に支店長名で確認印を押印すること

② 藤枝市小口資金融資信用保証料補給金請求書（第3号様式）

③ 信用保証料送金通知書の写し

5 留意点

- ・申請日、請求日、文書番号は空欄とすること
- ・支払決定通知書は取扱金融機関を經由して申請者に通知するものとする
- ・補給金は申請者の口座に振り込みで支払うものとする
（毎月10日までの受付分は、概ね同月末の支払いとする）

藤枝市長

〒
所在地

名称

代表者氏名

藤枝市小口資金融資信用保証料補給金交付申請書

藤枝市小口資金融資信用保証料補給金交付要綱に基づく信用保証料補給金を交付されたく申請します。

記

交付申請額 金 円
(信用保証料総額の45%・1円未満の端数切捨て)

融資制度名	藤枝市小口資金融資		
借入金融機関名			
借入金額	円		
借入期間	か月間		
支払信用保証料	(総額)	円(初回支払額)	円
信用保証料の支払日	初回の支払日	年 月 日	

信用保証料支払証明書

上記のとおり信用保証料が支払われたことを証明します。

年 月 日

金融機関名

代表者名

印

※保証料送金通知書（写）を添付すること。

藤枝市長

〒
所在地

名称

代表者氏名

印

藤枝市小口資金融資信用保証料補給金 請求書

年 月 日付け 第 号により、交付決定を受けた藤枝市小口資金融資信用保証料補給金の交付を次のとおり請求します。

記

1 請求額

2 振込先口座

金融機関 及び支店名	銀行 本店 信用金庫 支店
預金の種類	1. 普通預金 2. 当座預金 (どちらかに○)
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

※名義にはフリガナを忘れずに付けること。

藤枝市小口資金融資信用保証料補給金 期限前完済報告書

年 月 日

藤枝市長

住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者名)
 電話番号

年度において交付を受けた藤枝市小口資金融資信用保証料補給金に係る小口資金について、返済期限前に完済したので、次のとおり報告します。

借入年度	年度
借入金融機関名	
借入金額	
当初の借入期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)
完済日	年 月 日
交付を受けた補給金の額 (a)	(当初保証料の額) 円
完済後の補給金の額 (b)	(完済後保証料の額) 円
上記の差額 (a-b)	円

(注) 完済後の信用保証料の額が分かる書類を添付してください。

5 短期経営改善資金 融資（事業者）

1 対象

市内において申込み以前1年以上引き続き同一業種に属する事業を営んでいる中小企業者及び組合で常時使用する従業員の数が50人以下（商業、サービス業を主たる事業とする事業者については20人以下）の個人及び法人

2 融資の条件等

- | | |
|-------------|---|
| ① 資金用途 | 運転資金 |
| ② 融資限度 | 1企業 700万円 1組合 1,500万円
ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円でかつ
1組合員あたり700万円 |
| ③ 融資期間 | 5か月以内 |
| ④ 融資利率 | 年利1.50% |
| ⑤ 信用保証及び保証料 | 信用保証協会の定めるところによる |
| ⑥ 償還方法 | 原則元金均等月賦償還又は一括償還 |

3 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課 → 信用保証協会
・藤枝市から信用保証協会に届くまでに3～5営業日程度
・随時受付

4 必要書類

- ① 藤枝市短期経営改善資金利子補給制度申込書（第1号様式）
・必要事項記入（中小企業者欄、申込窓口欄記入）
- ② 税情報調査同意書
・申請者の納税状況を市職員が確認するためのもの
・申請者の記名、押印があること
- ③ 静岡県中小企業融資制度資金（短期経営改善資金）申込書（様式第2号【短期経営改善資金用】）
- ④ その他協会が定める書類
・信用保証委託申込書、信用保証委託契約書、申込人（企業）概要、個人情報取扱いに
関する同意書

5 留意点

- ① 申込人は個人企業の場合は事業主、法人の場合はその代表者名を併記すること
- ② 信用保証協会の取扱業種であること
- ③ 法令等に基づく許認可が必要な業種では許認可証（写）を添付すること
- ④ 申込以前において納期が到来した市税を完納していること
- ⑤ 主たる事業所が市内にあることが融資対象の条件であるので、市内に居住していても、事業所が市外にある場合は対象外となること。（事業所がある市町村へ問い合わせを）
- ⑥ 信用保証委託契約書の保証人欄は、同一筆跡とならないこと。また、捨印は押さないこと
- ⑦ その他県の事務取扱上の留意事項に準じること

第1号様式（第5条関係）

藤枝市短期経営改善資金利子補給制度 申込書

年 月 日

藤枝市長

申込者の住所
又は所在地
氏名
(法人の名称及び代表者の氏名)
電話番号

中小企業者記入欄		申込窓口（金融機関含む）記入欄	
融資申込金額	円	機関名（支店名）	
融資希望期間 (据置期間)	か月 (か月)	受理年月日	
		基準金利 A	%
返済方法 (いずれかに○)	1 月賦 2 一括	県利子補給率 B	%
		市利子補給率 C	
融資希望金融機関 (支店)	第一希望	融資利率 A-B-C	%
	第二希望	保証協会記入欄	
業種		保証諾否	承諾 不承諾
		保証承諾日	
従業員数 (組合員数)	人	保証金額	円
		保証期間	か月
資本金 (出資金)	円		
営業年数	年		
資金使途 (具体的に記入)			
資金計画	当資金	円	
	自己資金	円	
	その他借入金	円	
	計	円	

申込者は、融資手続、利子補給金交付手続、融資枠管理及び制度融資に関する調査・研究を行う範囲内で、市が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

※上記表の各欄は、申込者（中小企業者等）及び関係機関が記載してください。
※申込窓口は、この申込書に定められた書類が添付されていることを確認の上、市へ提出してください。

6 短期経営改善資金 利子補給（金融機関）

1 対象

県短期経営改善資金を扱う金融機関の各母店

2 利子補給の条件等

① 補給率

県短期経営改善資金基準金利から藤枝市短期経営改善資金利子補給制度要綱に定める融資利率及び県利子補給率を減じた率

■令和4年度■

県短期経営改善資金基準金利	2.06%
市融資利率	1.50%
県利子補給率	0.26%
市補給率	0.30%

② 補給額の計算

信用保証協会より送付される保証債務残高のデータをもとに次の通り算出する

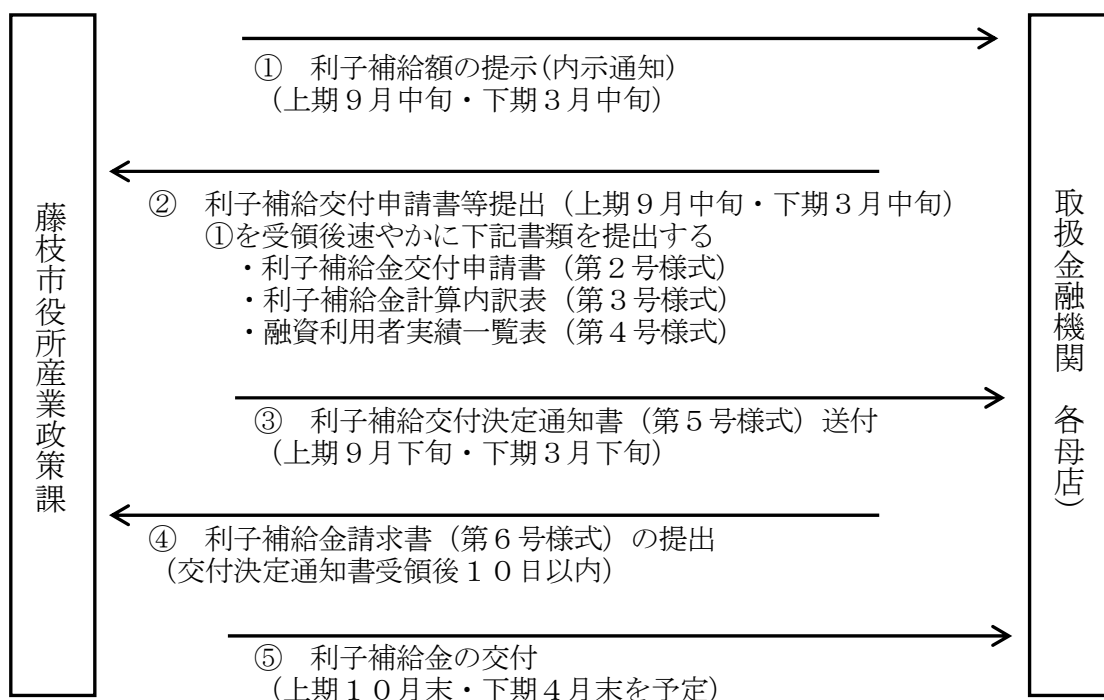
上期 融資の月初残高の4月分から9月分を足して6で除し、平均債務残高に市利子補給率及び6/12を乗じたものとする。

下期 融資の月初残高の10月分から3月分を足して6で除し、平均債務残高に市利子補給率及び6/12を乗じたものとする。

3 申請の流れ

取扱金融機関 母店 → 藤枝市産業政策課

- ・ 上期 交付申請受付9月 支払目安10月
- ・ 下期 交付申請受付3月 支払目安4月



第2号様式（第9条関係）

藤枝市短期経営改善資金利子補給金交付申請書

年 月 日

藤枝市長 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度 期における藤枝市短期経営改善資金にかかる利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 利子補給金計算内訳表（第3号様式）
- (2) 融資利用者実績一覧表（第4号様式）

第3号様式（第9条関係）

藤枝市短期経営改善資金利子補給金計算内訳表（所要額計算書）

融資年度	融資平均残高 a (各月初残高合計 / 6 か月)	基準金利 b	融資利率 c	県補給率 d	利率差 e = b - c - d	利子補給金 a × e × 6 / 12
		%	%	%	%	
合 計						円

藤枝市短期経営改善資金融資利用者実績一覧表

融資利用者名	住所	融資額 (千円)	返済 期間 (月)	融 資 実行日

藤枝市長 様

融資機関
所在地
名称
代表者氏名

㊤

藤枝市短期経営改善資金利子補給金請求書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた藤枝市短期経営改善
資金の利子補給金として次のとおり請求します。

記

1 利子補給金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名及び支店名

預金の種類

口座番号

(フリガナ)

口座名義

7 中小企業景気対策特別貸付金 融資（事業者）

1 対象

市内に主たる店舗、工場または事業所等を有し、1年以上継続して同一業種に属する事業を営んでいる中小企業者で、最近3か月又は最近6か月の売上高（建設業においては、完成工事高）が前年、2年又は3年前のいずれか同期と比較して減少していること。ただし、最近3か月又は最近6か月とは、申し込みをした月の前月または前々月を基準としてさかのぼる。

2 融資の条件等

- | | |
|-------------|--|
| ① 資金使途 | 運転資金（経営安定を目的とするもの） |
| ② 融資限度 | 1,000万円（1企業で複数回数の融資を可能とする。取扱金融機関は1企業1金融機関とする。） |
| ③ 融資期間 | 7年以内（据置2年以内） |
| ④ 融資利率 | 年利1.40% |
| ⑤ 信用保証及び保証料 | 信用保証協会の定めるところによる |
| ⑥ 償還方法 | 原則元金均等月賦償還（据え置き2年） |

3 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課 → 取扱金融機関 → 信用保証協会
・藤枝市提出後あっせん決定までに3～5営業日程度
・随時受付

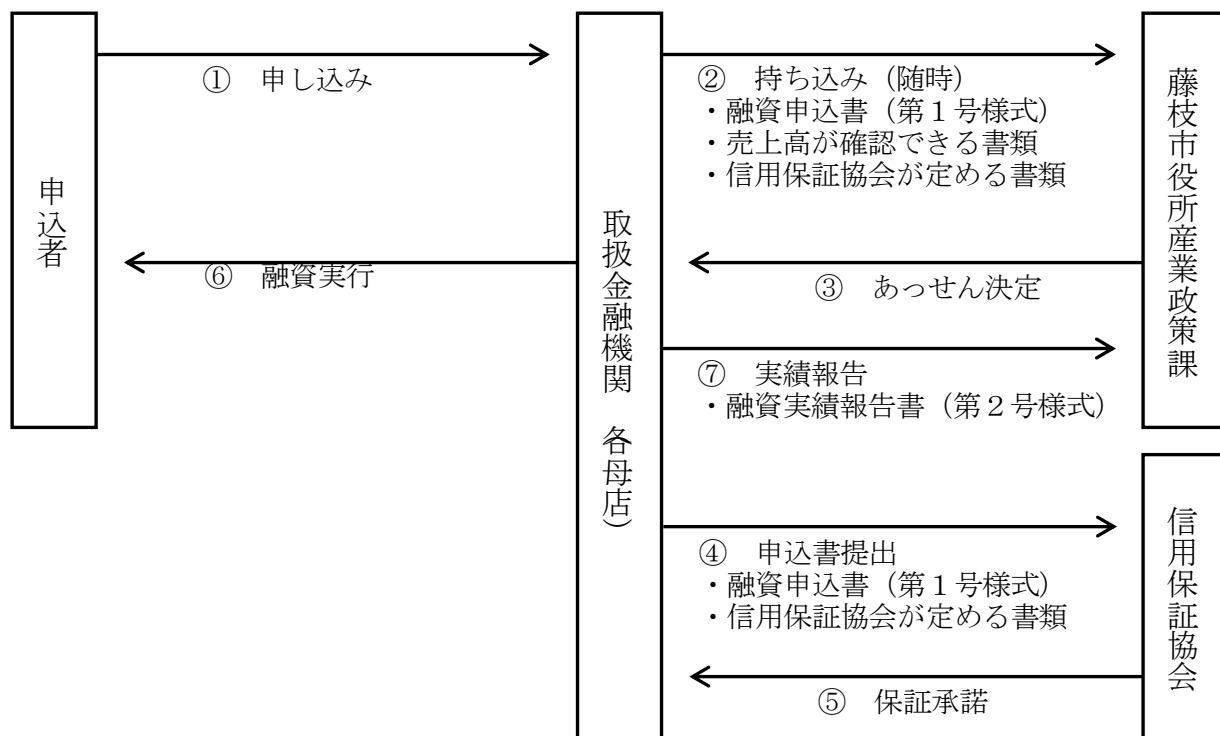
4 必要書類

- ① 藤枝市中小企業景気対策特別貸付金融融資申込書（第1号様式）
- ② ①に記載した売上高を証明する書類
・売上台帳の写しや試算表等
- ③ 信用保証協会が定める書類
・信用保証委託申込書
・信用保証委託契約書
・申込人（企業）概要、個人情報取扱いに関する同意書（信用保証依頼書「保証制度（略称）」欄には「藤枝市景気対策（普通）」「藤枝市景気対策（特別小口）」「藤枝市景気対策（経営安定関連）」のいずれかの記載をすること）
- ④ 税情報調査同意書
・申請者の納税状況を市職員が確認するためのもの
・申請者の記名、押印があること

5 留意点

- ① 申込人は個人企業の場合は事業主、法人の場合はその代表者名を併記すること
- ② 信用保証協会の取扱業種であること
- ③ 法令等に基づく許認可が必要な業種では許認可証（写）を添付すること
- ④ 申込以前において納期が到来した市税を完納していること
- ⑤ 主たる事業所が市内にあることが融資対象の条件であるので、市内に居住していても、事業所が市外にある場合は対象外となること。（事業所がある市町村へ問い合わせを）

- ⑥ 信用保証委託契約書の保証人欄は、同一筆跡とならないこと。また、捨印は押さないこと
⑦ 金融機関ごとに融資枠があるので、各母店に確認すること



藤枝市中小企業景気対策特別貸付金融資申込書

藤枝市長

申込年月日 年 月 日
借入希望年月日 年 月 日

申込 人	住所 (所在地)	藤枝市	設立開業年月日	
	ふりがな		明治・大正 昭和・平成	年 月 日
	氏名 法人名及び 代表者氏名		業 種	
			主な取扱品目	
	電話番号		資本金	千円
		従業員数	人	
申込 金額	円	借入期間	か月間（ 年 月まで）	
		据置期間	か月間	
資金 使 途	(1) 商品（原材料）仕入	千円	取扱金融機関	
	(2) 支払手形決済	千円		
	(3) 買掛金支払	千円		
	(4) 給料賃金支払	千円	担当者名	
	(5) その他（ ）	千円		
	(6) その他（ ）	千円		
売 上 高	最近3か月又は6か月の売上高累計 A	直近3か年のいずれか同期累計 B	減少率	
	(年 月～ 年 月) 千円	(年 月～ 年 月) 千円	(B-A)/B×100 %	

(注) 最近3か月及び6か月とは、申込日の前月又は前々月からさかのぼっての期間とする。

- 添付書類 1. 資格が確認できる書類（売上台帳の写し・試算表等）
2. 協会が定める書類
(申込書の制度名の欄には「藤枝市景気対策（普通）」「藤枝市景気対策（特別小口）」
「藤枝市景気対策（経営安定関連）」のいずれかの表示をする)

藤枝市 確認欄

申込金額	返済期間	資金使途	所在地	設立開業	納税証明	売上高	融資斡旋
10,000千円以下	84か月	運転	藤枝市内	1年以上	完納	減少	

第 一 号
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定し、融資のあつせんをいたします。

藤枝市長

印

信用保証協会記入欄

保証諾否	保証承諾日	保証金額	保証期間
承諾 不承諾		円	箇月

藤枝市中小企業景気対策特別貸付金融資実績報告書

藤枝市長

取扱金融機関名

㊞

下記のとおり景気対策特別貸付金の融資実績を報告いたします。

年 月 日現在

氏名 (法人名)	融資額 (千円)	期間 (か月)	貸付 実行日	最終 返済日	貸出残高 (千円)	備考 (据置)

※市記入欄

融資金額 (総枠)	千円	融資金額 (累計)	千円
融資残高 (件数)	件	融資残高 (金額)	千円

8 設備投資資金 利子補給（事業者）

1 対象

市内に店舗、工場または事業所等を有し、1年以上継続して同一業種に属する事業を営んでいる中小企業者で下記該当者

- ・以下の設備資金を借り入れていること
 - ①県経営改善資金（設備資金に限る）
 - ②県新事業展開支援資金（新分野貸付及び経営革新等貸付に限る。）
 - ③県脱炭素支援資金 ④小規模事業者経営改善資金（マル経資金：設備資金に限る）
 - ⑤IT活用促進資金 ⑥企業活力強化資金（IT活用事業に限る）
- ・当制度を活用して取得した設備を市内に設置していること
- ・申請年度の12月31日時点で店舗・工場・事業所等が市内にあること

2 利子補給の条件等

① 補給期間

資金を借り入れた日から2年以内（償還にかかる延滞利息、または繰上償還の場合は当該月分以後の利子は交付対象外）

■令和5年度対象期間■ 令和5年1月1日 ~ 令和5年12月31日

② 利子補給額の計算

以下の計算で得られた額の100円未満の端数を切り捨てた額を利子補給額とする

$$\text{補給金計算額} = \text{年間支払利子額} \times \frac{\text{設備投資相当額}}{\text{借入総額}} \times \frac{1}{\text{借入利率} \times 100}$$

※ 設備投資相当額が2,000万円を超える場合、当該額は2,000万円とすること

※ 借入利率が1.25%に満たない場合は、当該利率は1.25%とすること

（例1）総借入額1,000万円うち設備投資分500万円 借入利率1.3% 年間利子10万円

$$\text{補給金計算額} = 10\text{万円} \times \frac{500\text{万円}}{1,000\text{万円}} \times \frac{1}{1.3\% \times 100} = 38,461\text{円} \rightarrow 38,400\text{円}$$

（例2）総借入額3,000万円うち設備投資分2,500万円 借入利率0.9% 年間利子30万円

$$\text{補給金計算額} = 30\text{万円} \times \frac{2,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} \times \frac{1}{1.25\% \times 100} = 160,000\text{円}$$

③ 利子補給額の上乗せ

【上乗せの条件】のいずれかに該当する場合（申請日において有効なものに限る）は、②の計算で得られた利子補給額に以下の計算で得られた額の100円未満の端数を切り捨てた額を上乗せして補給する

$$\text{上乗せ額} = \left[\text{年間利子支払額} \times \frac{\text{設備投資相当額}}{\text{借入総額}} - \text{②の計算で得られた額} \right] \times \frac{1}{2}$$

※ 計算で得られた上乗せ額が利子補給額を超える場合、上乗せ額は利子補給額と同額とする
(例1の場合)

$$\text{上乗せ額} = \left[10\text{万円} \times \frac{500\text{万円}}{1,000\text{万円}} - 38,400\text{円} \right] \times \frac{1}{2} = 5,800\text{円}$$

$$\text{利子補給額} + \text{上乗せ額} = \text{総額} \quad 38,400\text{円} + 5,800\text{円} = 44,200\text{円}$$

【上乗せの条件】

- ・信用保証協会BCP特別保証の予約
- ・エコアクション21の取得
- ・市なでしこ雇用認定事務所認定
- ・IT活用促進資金
- ・**藤枝市働きやすい職場環境認定事業所**の認定
- ・市認知症の人に優しいお店・事業所認定店の認定
- ・第4次産業革命型の事業採択
- ・企業活力強化資金（IT活用事業に限る）

3 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課

- ・毎年1月に市産業政策課に提出

■令和5年度申請期間■ 令和6年1月15日 ~ 令和6年1月31日

- ・利子補給交付決定後、指定口座に振り込み（3月中旬を予定）

4 必要書類

- ① 藤枝市設備投資資金利子補給金交付申請書（第1号様式）
- ② 融資決定通知書（写）（初回申請時のみ）
 - ・金銭消費貸借証書（写）または信用保証書（写）でも可
- ③ 元利支払証明書（第2号様式）
 - ・金融機関が発行する取引明細照会票を添付すること
 - ・繰上償還による戻し利子は除くこと
- ④ 税情報調査同意書
 - ・申請者の納税状況等を市職員が確認するためのもの
 - ・申請者の記名、押印があること
- ⑤ 設備内容及び設備の購入金額が確認できる書類（写し可）（初回のみ）
 - ・取得日、取得金額、品目が確認できるものとする
 - 例）領収証（見積書不可）、振込依頼書と請求書、法人の備品台帳、決算書類、確定申告の収支内訳書等
- ⑥ 認定書等の写し（上乗せがある場合）
 - ・申請日現在で有効な認定書等証明書の写しを添付すること
- ⑦ 藤枝市設備投資資金利子補給金請求書（第4号様式）
- ⑧ 振込先の預金通帳の写し
 - 普通預金：通帳の表面及び通帳を開いた1・2ページ目の写し
 - 当座預金：当座勘定照合表、当座勘定入金帳等の写し
 - （金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人（フリガナ）の確認ができること）

5 留意点

- ・申請時には必要書類をすべてまとめて提出すること
- ・申請日、請求日、文書番号は空欄とすること（書類到着時に記載します）
- ・交付決定通知書は取扱金融機関を経由して申請者に通知するものとする

藤枝市長

〒
所在地
名称
代表者氏名
(個人の場合には、住所及び氏名)

藤枝市設備投資資金利子補給金交付申請書

藤枝市設備投資資金利子補給金交付要綱に基づく 年度の利子補給金を交付されたく申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 対象資金等の内容

融資資金名			
借入金融機関			
借入金額	金		円
内設備投資相当額	金		円
借入年月日	年 月 日	借入利率	年 %
償還期間		毎月償還期日	
設備設置場所	藤枝市		
上乗せ資格の有無	有 ・ 無	条件取得年月日	年 月 日
上乗せ資格の種類	BCP ・ はたらきやすい職場環境 ・ エコアクション21 認知症の人に優しいお店 ・ なでしこ雇用 ・ 第4次産業革命 IT活用資金または企業活力強化資金		
年間支払利子額	金		円

$$\text{補給金計算額} = \text{年間支払利子額} \times \frac{\text{設備投資相当額}}{\text{借入金額}} \times \frac{1}{\text{借入利率}(\%) \times 100}$$

- ※ 上記計算により得られた額の100円未満を切り捨てた額を補給金の額とする
- ※ 設備投資相当額が2,000万円を超える場合は、当該額は2,000万円として計算する

※ 借入利率が1.25%に満たない場合は、当該利率を1.25%として計算する

※ 上乗せ資格がある場合は、補給金の額に次の計算により得られた額の100円未満を切り捨てた額を加算して補給する。ただし、当該加算額が補給金の額を超える場合は、補給金の額と同額とする

$$\text{加算額} = \left(\text{年間支払利子額} \times \frac{\text{設備投資相当額}}{\text{借入金額}} - \text{補給金計算額から得られた補給金の額} \right) \times 1/2$$

3 添付書類

- (1) 融資決定通知書の写し
- (2) 元利支払証明書（第2号様式）
- (3) 設備の内容及び設備の購入金額が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

元利支払証明書

1 制 度 名	
2 債 務 者	住 所 法 人 名 等 代 表 者 氏 名
3 利子支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 支 払 利 子 額	円

※金融機関が発行する取引明細照会票を添付すること。

上記債務者の借入金に係る支払利子額は、上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関 住 所
支 店 名
支店長名

印

藤枝市長

〒
所在地
名 称
代表者氏名 ⑩
(個人の場合には、住所及び氏名)

藤枝市設備投資資金利子補給金請求書

年 月 日付 第 号により、交付決定を受けた 年度の藤枝市設備投資資金
利子補給金の交付を次のとおり請求します。

記

1 利子補給金交付請求額

金 円

2 振込先

金融機関名及び支店名

預金の種類

普通預金 ・ 当座預金

口座番号

(フリガナ)

口座名義

9 小規模事業者経営改善資金運転資金 利子補給（事業者）

1 対象

市内に主たる店舗、工場または事業所等を有し事業を営んでいる者で、小規模事業者経営改善資金（マル経資金：運転資金に限る）を借りていて遅滞なく利子の支払いをしている者

2 利子補給の条件等

① 補給期間

資金を借り入れた日から1年以内

■令和5年度対象■ 令和5年1月1日 ～ 令和5年12月31日

② 補給額の計算

年間利子額を借入利率で除して得た額の1/2（10の位を切り捨てた額）を補給額とする

$$\text{補給金計算額} = \text{年間支払利子額} \times \frac{\text{運転資金相当額}}{\text{借入総額}} \times \frac{1}{\text{借入利率} \times 100} \times 1/2$$

※借入利率が1.25%に満たない場合は、1.25%として計算すること。

（例） 総借入額 1,000 万円うち運転資金分 500 万円 借入利率 1.3% 年間利子 10 万円

$$\text{補給額} = 10 \text{万円} \times \frac{500 \text{万円}}{1,000 \text{万円}} \times \frac{1}{1.3\% \times 100} \times 1/2 = 19,230 \text{円} \rightarrow 19,200 \text{円}$$

3 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課

・毎年1月に市産業政策課に提出

■令和5年度申請期間■ 令和6年1月15日 ～ 令和6年1月31日

・利子補給交付決定後、申請者の指定口座に振り込み

4 必要書類

① 藤枝市小規模事業者経営改善資金運転資金利子補給金交付申請書（第1号様式）

② 融資決定通知書（写）（初回のみ）

・金銭消費貸借証書（写）又は信用保証書（写）でも可

③ 税情報調査同意書

・申請者の納税状況を市職員が確認するためのもの

・申請者の記名、押印があること

④ 支払利息を証明する公庫発行の明細書

⑤ 藤枝市小規模事業者経営改善資金運転資金利子補給金請求書（第4号様式）

⑥ 振込先の預金通帳の写し

・通帳の表面及び通帳を開いた1・2ページ目の写し

（銀行名、支店名、口座番号、口座名義の確認ができること）

5 留意点

・申請には必要書類を全てまとめて提出すること

・申請日、請求日、文書番号は空欄とすること

藤枝市長

住所又は所在地

請求者

名称及び代表者

藤枝市小規模事業者経営改善資金運転資金利子補給金交付申請書

藤枝市小規模事業者経営改善資金運転資金利子補給金交付要綱第6条の規定により利子補給金を交付されたく申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額の内訳

借入年月日		
償還期間		
A	借入総額	千円
B	うち運転資金相当額	千円
C	支払利子金額	円
D	うち運転資金相当額 $C \times B / A$	円
E	借入利率	%
F	利子補給金額 $D / (E \times 100) \times 1 / 2$	円

※支払利子額(C)欄は、1月1日から12月31日までに支払った額を記入すること。

※表中Eの借入利率が1.25%に満たない場合は、1.25%として計算すること。

(注) 代表者欄は、役職及び氏名を記載すること。

(添付書類)

- (1) 融資決定通知書の写し
- (2) 元利支払証明書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

藤枝市長

住所又は所在地
請求者
名称及び代表者

㊤

藤枝市小規模事業者経営改善資金運転資金利子補給金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた藤枝市小規模事業者経営改善資金運
転資金利子補給金を下記のとおり請求します。

記

金 円

口座振替先 金融機関名	銀行 農協 信用金庫 店
口座種別	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
口座番号	
口座名義人 (かた)	

※ 通帳の口座番号が見える面をコピーして添付してください。

10 創業支援資金 信用保証料補給（事業者）

1 対象

県開業パワーアップ支援資金融資制度の利用者で、市内で事業を営む者、又は営もうとする者

2 補給の条件等

① 補給率

保証料一括の場合 信用保証料総額の45%（支払は初年度）

保証料分割の場合 信用保証料の初回に相当する額

※ただし、借入期間が2年以上の場合は、借入日から2年間は繰上償還しないこと。万一途中で繰上償還した場合は、支払保証料と補給金の差額を返還すること

② 補給額の計算

保証料一括の場合 保証料の総額(保証料送金通知書に記載)×0.45(1円未満切り捨て)

保証料分割の場合 信用保証料の初回に相当する額

3 申請の流れ

申し込み：申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課

決定通知：藤枝市産業政策課 → 取扱金融機関 → 申請者

※保証料支払確認後、必要書類を産業政策課に提出すること

4 必要書類

① 藤枝市創業支援資金融資信用保証料補給金交付申請書（第1号様式）

・信用保証料支払証明書欄に支店長名で確認印を押印すること

② 信用保証書の写し

③ 信用保証料送金通知書の写し

④ 創業・再挑戦計画書の写し

⑤ 税情報調査同意書

・申請者の納税状況を市職員が確認するためのもの

・申請者の記名、押印があること

⑥ 請求書（第3号様式）

⑦ 振込先の預金通帳の写し

・通帳の表面及び通帳を開いた1・2ページ目の写し

（銀行名、支店名、口座番号、口座名義の確認ができること）

5 留意点

・申請には必要書類を全てまとめて提出すること

・申請日、請求日、文書番号は空欄とすること

・交付決定通知書は取扱金融機関を経由して申請者に通知するものとする

・補給金は申請者の口座に振り込みで支払うものとする

（毎月10日までの受付分は、概ね同月末の支払いとする）

・繰上償還をした場合は、期限前完済報告書（第4号様式）により市に報告をすること

藤枝市長 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)
電話番号

藤枝市創業支援資金融資信用保証料補給金交付申請書

藤枝市創業支援資金融資信用保証料補給金交付要綱第6条の規定により信用保証料補給金を交付されたく申請します。

記

交付申請額 金 円

融 資 制 度 名	静岡県特別政策資金開業パワーアップ支援資金
借 入 金 融 機 関 名	
借 入 金 額	円
借 入 期 間	か月間
支 払 信 用 保 証 料	(総額) 円 (初回支払額) 円
信用保証料の支払日	初回の支払日 年 月 日

.....

信用保証料支払証明書

上記のとおり信用保証料が支払われたことを証明します。

年 月 日

金融機関名
代表者名



※添付書類 信用保証書の写し、信用保証料送金通知書の写し、創業・再挑戦計画書の写し、その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

藤枝市長 様

住 所
(所在地)
氏 名 ⑩
(名称及び代表者名)
電話番号

藤枝市創業支援資金融資信用保証料補給金 請求書

年 月 日付け 第 号により、交付決定を受けた藤枝市創業支援資金融資信用保証料補給金の交付を次のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 _____ 円

2. 振込先口座

金融機関及び支店名	銀行 信用金庫	本店 支店
預金の種類	1. 普通預金	2. 当座預金 (どちらかに○)
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

※ 口座名義にはフリガナを忘れずにつけてください。

創業支援資金 期限前完済報告書

年 月 日

藤枝市長

様

住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者名)
 電話番号

年度において交付を受けた創業支援資金融資信用保証料補給金に係る創業支援資金について、返済期限前に完済したので、次のとおり報告します。

借入年度	年度
借入金融機関名	
借入金額	
当初の借入期間	年 月 日から 年 月 日まで (月間)
完済日	年 月 日
交付を受けた補給金の額 (a)	円 (当初保証料の額) 円
完済後の補給金の額 (b)	円 (完済後保証料の額) 円
上記の差額 (a - b)	円

(注)完済後の信用保証料の額が分かる書類を添付してください。

1 1 セーフティネット保証5号認定（事業者）

1 対象

全国的に業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者で経営の安定に支障が生じている者。

ただし下記のいずれかの要件を満たす指定業種に属する中小企業者。

イ) 最近3か月間の売上高等が前年同比で5%以上減少していること

※新型コロナウイルス感染症の影響による認定基準の運用緩和により、直近1か月の売上高実績の減少とその後2か月間の売上高見込みを含む3か月間の売上高等減少を要件とすることも可。

ロ) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格（加工賃を含む）の上げが著しく困難であるため、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること

2 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課 → 取扱金融機関

- ・ 随時受付※最新の指定期間をご確認ください。
- ・ 受付日翌々日（2営業日）の午後以降のお渡し

3 必要書類（市ホームページに掲載）

① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号規定による認定申請書

② 認定申請確認書

③ 法人（個人）の実在（所在地）と業種が確認できる書類

- ・ 法人の場合：3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（インターネット登記情報提供サービスによるもの可）、営業許可証の写し等
- ・ 個人の場合…確定申告書一式の写し
 - ・ 青色申告の方…青色申告決算書を含む
 - ・ 白色申告の方…収支内訳書を含む

④ 法人事業概況説明書、損益計算書、試算表、売上台帳など売上高等の実績がわかるもの

⑤ 代理申請の場合は委任状

⑥ 提出書類チェックシート

4 留意点

- ・ セーフティネット保証5号に指定された業種であるかどうか確認してください
- ・ 提出された申請書類等は返却・コピーなどはいたしません
- ・ 受付の際、申請内容について確認しますので、内容のわかる方がお持ちください
- ・ 認定申請書の申請者欄には押印は不要です
- ・ 認定申請確認書及び委任状の金融機関押印欄は金融機関の押切印を押印してください（本人確認のため、金融機関御担当者様の名刺または社員証等をお持ちください）

1 2 セーフティネット保証4号認定（事業者）

1 対象

突発的災害（自然災害等）の発生（今回は新型コロナウイルス感染症）に起因して売上高等が減少している中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ① 市内において1年以上継続して事業を行っていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

2 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課 → 取扱金融機関

- ・ 随時受付※最新の指定期間をご確認ください。
- ・ 受付日翌々日（2営業日）の午後以降のお渡し

3 必要書類（市ホームページに掲載）

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号規定による認定申請書
- ② 売上減少状況報告書
- ③ 法人（個人）の実在（所在地）が確認できる書類
 - ・ 法人の場合：3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（インターネット登記情報提供サービスによるもの可）、営業許可証の写し等
 - ・ 個人の場合…確定申告書一式の写し
 - ・ 青色申告の方…青色申告決算書を含む
 - ・ 白色申告の方…収支内訳書を含む
- ④ 法人事業概況説明書、損益計算書、試算表、売上台帳など売上高等の実績がわかるもの
- ⑤ 代理申請の場合は委任状
- ⑥ 提出書類チェックシート

4 留意点

- ・ 提出された申請書類は返却・コピーなどはいたしません。
- ・ 受付の際、申請内容について確認しますので、内容のわかる方がお持ちください。
- ・ 認定申請書の申請者欄には押印は不要です
- ・ 認定申請確認書及び委任状の金融機関押印欄は金融機関の押切印を押印してください（本人確認のため、金融機関御担当者様の名刺または社員証等をお持ちください）

1 3 危機関連保証認定（事業者）

1 対象

大規模な経済危機や災害等の突発的な事態が発生した際に、売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ① 金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること
- ② 令和2年新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること

2 申請の流れ

申請者 → 取扱金融機関 → 藤枝市産業政策課 → 取扱金融機関

- ・受付終了（指定期間：令和3年12月31日まで）
- ・受付日翌々日（2営業日）の午後以降のお渡し

3 必要書類（市ホームページに掲載）

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号規定による認定申請書
- ② 売上減少状況報告書
- ③ 法人（個人）の実在（所在地）が確認できる書類
 - ・法人の場合：3か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（インターネット登記情報提供サービスによるもの可）、営業許可証の写し等
 - ・個人の場合…確定申告書一式の写し
 - ・青色申告の方…青色申告決算書を含む
 - ・白色申告の方…収支内訳書を含む
- ④ 法人事業概況説明書、損益計算書、試算表、売上台帳など売上高等の実績がわかるもの
- ⑤ 代理申請の場合は委任状
- ⑥ 提出書類チェックシート

4 留意点

- ・提出された申請書類は返却・コピーなどはいたしません。
- ・受付の際、申請内容について確認しますので、内容のわかる方がお持ちください。
- ・認定申請書の申請者欄には押印は不要です
- ・認定申請確認書及び委任状の金融機関押印欄は金融機関の押切印を押印してください（本人確認のため、金融機関御担当者様の名刺または社員証等をお持ちください）

税情報調査同意書

年 月 日

藤枝市長 あて

本社所在地又は住所
商号・名称
代表者職氏名 ⑩
連絡先

1 課税状況及び納税状況調査の同意

私（当社）は、藤枝市制度融資を利用するにあたり、藤枝市が私（当社）の市税の課税状況及び納税状況を調査することを同意します。

2 代表者の個人情報

本調査に必要な代表者の個人情報は、下記のとおりです。

住所
ふりがな
氏名
生年月日

※税情報に関する証明書類等を提出される場合は、この同意書の提出は不要です。

※本調査において収集した情報は、制度融資申込みの際の審査に使用し、その他の目的には一切使用をいたしません。また、収集した個人情報は藤枝市個人情報保護条例に基づき適切に管理をいたします。